

お客様ご本人の確認書類について

お客様が個人情報保護法(以下「法」といいます。)第 27 条第 2 項による利用目的の通知又は法第 28 条第 1 項による開示をご請求になる場合には、個人情報の漏えい防止の観点から、お客様ご本人の確認書類をご提出いただきます。お客様の代理人がご請求になる場合には、お客様ご本人及び代理人の双方の確認書類が必要となります。また、ご本人が 15 歳未満の場合には、ご本人の法定代理人にご請求いただきます。各々の確認書類につきましては、下記をご参照ください。

1. ご本人の場合

有効期間内の次の書類(注：コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。)のうち、いずれか 1 通が必要となります。

1. 運転免許証のコピー(本籍地の項目については、不要ですので、油性ペンなどで消去いただきますようお願い致します。)
*住所変更されている場合には、住所変更手続をなさった上で、「裏面」のコピーも添付ください。
2. 住民基本台帳カードのコピー
*「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所(現住所)が記載されているもの[B タイプ]。同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。
3. 旅券(パスポート)のコピー
*顔写真のページと所持人記入欄(氏名・住所などの記入箇所)の両方のコピーが必要です。
4. 各種年金手帳のコピー
5. 各種福祉手帳のコピー
6. 各種健康保険証のコピー
*住所欄には必ず現住所をご記入ください。
7. 外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(外国人の場合)

2. 代理人の場合

3 ヶ月以内に発行された次の書類

親権者(民法 818 条)の場合

戸籍謄本、戸籍抄本等、本人との関係を証する書類

成年後見人(民法第 8 条、第 843 条)の場合

登記事項証明書

未成年後見人(民法第 839 条、第 840 条)の場合

登記事項証明書

任意代理人の場合（注：本人が 15 歳以上である場合に限ります。）

本人が自署、押印した委任状(原本)

3. 成年後見人が法人である場合

登記簿謄本、登記簿抄本、現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書のいずれか（注：3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。）